平成２９年（フ）第３２０号
愛知県一宮市末広２丁目10番11号　ハイツイワタ３Ａ、住民票上の住所愛知県一宮市末広２丁目10番11号　イワタハイツ３Ａ
債務者　中村　昌章
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５４６６号
大阪府八尾市竹渕西３丁目190番地　サニークレスト平野ウイングス１―901号
債務者　畠田　秀利
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７８号
大阪市東淀川区菅原２丁目10番９―804号、前住所大阪市東淀川区上新庄２丁目６番27号シャトー三木第３マンション406号
債務者　ドクター関塾千里山東校こと　大塚　直子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４５号
大阪府東大阪市友井３丁目５番７号
債務者　杉島　秀典
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７８号
大阪府四條畷市楠公２丁目６番36号　ネオコーポイケダヤ８号館205
債務者　清水　千智
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７４号
大阪市平野区平野上町１丁目15番７号
債務者　佐藤　健司
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８０５号
大阪府枚方市南中振２丁目25番15号
債務者　生嶋　友希（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８３１号
大阪府寝屋川市大利町５番４号
債務者　髙橋誠一郎
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号
大阪府高槻市天川町７番31―301号
債務者　階戸　節子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
北海道滝川市有明町４丁目２番３―201号　ルミエール有明Ａ棟
債務者　水間　陽子（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第１号
北海道滝川市西町８丁目３番30号　谷ＭＳ
債務者　友田　憲司
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
北海道岩内郡岩内町字東山69番地10
債務者　杉山　省吾
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第４０１号
盛岡市新庄町３番15号　新庄コーポ202号、旧住所盛岡市山岸２丁目16番58号
債務者　橋本　康則
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７４号
新潟県上越市大潟区潟町661番地34
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８５６号
広島市西区三篠町１丁目４番５―401号、申立時の住所広島市西区新庄町19番10―204号
債務者　山田　公彦
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７７号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷14番地５　Ｂ―１
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
長崎県長崎市城栄町21番11号
債務者　東　　隆宏
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係